

監理技術者講習/講義内容に関するQ&A

使用テキスト:2020年度版テキスト(2020年6月1日発行)

作成:(公社)日本建築士会連合会監理技術者講習テキスト作成部会

講習開催日	開催県	章数	テキスト頁	テキスト小項目	質問内容	部会回答
Q 1	2020年6月24日	福井 (萬象)	1章	P16	1.6.3 新・担い手三法	監理技術者の専任の緩和は2020年何月から施工ですか。1級技士補配置しての、施工はいつからでしょうか。  改正建設業法のうち、監理技術者の専任緩和が施行されるのは2020年10月1日です。これ以降、一定の条件を満たせば「監理技術者補佐」を専任で配置することにより、監理技術者が複数の現場を兼務することが可能となります。 また、「監理技術者補佐」には、21年度の技術検定再編で創設される「技術士補(仮称)」のうち、1級第1次検定に合格した1級技士補に加え、監理技術者としても現場に配置できる1級施工管理技士の有資格者を充てることも可能です。したがって、21年度の技術検定による技士補の創設を待たずに監理技術者が二つの現場を兼務することが可能です。 なお、この規定の対象工事は、地域の実情等を考慮した上で対応されるため、都道府県ごとに工事規模、技術的難易度などの条件が付される場合があります。
Q 2	2020年7月1日	大阪	1章	P13	1.5.4建設キャリアアップシステムの運用開始	建設キャリアアップシステム登録者。初年度で100万人を目標としてますが、実際の登録者数は、どのくらいの結果だったのでしょうか？  2021年1月末現在の登録者数は、技能者のID発行が463,614件、事業者のID発行数が90,403件と公表されています。
Q 3	2020年7月1日	大阪	1章	P34	1.7.3 建設業における働き方改革	2.日建連「週休二日…」の説明で建設業法改正による、「著しく短い期間を工期とする請負契約の締結のxx上(テキストご確認ください)」の具体的な内容のガイドラインが2020.04～施工とありましたが、どのような内容ですか？  ご質問の「ガイドライン」という言葉がテキスト・DVDからは見つからないのですが、“中央建設業審議会による基準”のことであるならば、正式に2020年7月、“工期に関する基準”として勧告されました。その詳細は、下記の国交省ホームページを参照いただければと思います。 <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000711.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000711.html</a> 工期に関する基準(本文) <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001357459.pdf">https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001357459.pdf</a> なお、ご質問に2020.4施行とありますが、正式には2020年7月勧告となりました。
Q 4	2020年8月12日	山口	1章	P15-16	1.6.3 新・担い手三法	新担い手三法技術検定制度の施行見直しタイミングがわかれば知りたいです。  技術検定制度の見直しは、2021年4月1日に施行が決定しており、2021年度の技術検定から元請の監理技術者を補佐する「技士補」の資格が付与される新しい技術検定制度になります。 なお、新たな技術検定制度は学科と実地を加味した第1次検定と第2次検定に再編される予定です。
Q 5	2020年10月2日	高知	1章	P17	1.6.3 新・担い手三法 図1.6-9 一次下請の主任技術者が一括で施工管理する場合の例	この制度は、建設業法に基づく『配置技術者制度』のうち「専門工事一括管理施工制度」が該当します。これは全ての建設工事に適用されるわけではなく次の『特定専門工事』にのみ適用されるもので、現時点で国交省は、当面の対象工種(業種)を『鉄筋工事』と『型枠工事』かつ、下請代金の合計額が3500万円未満であることと発表しています。 さらに、次の要件のすべてを満たす場合に限り、下請の建設業者は『主任技術者』の配置が不要となります。 1. あらかじめ元請負人が注文者の書面による承諾を得ること 2. 元請負人と下請負人が書面による合意をすること 3. 元請負人の主任技術者が、当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し1年以上の指導監督の実務経験があり、工事現場に専任で置かれていること 4. 下請負人が更なる下請契約をしないこと (改正建設業法 第26条の3)

講習開催日	開催県	章数	テキスト頁	テキスト小項目	質問内容	部会回答	
Q 6	2020年10月21日	東京 (連合会)	1章	P31	1.7.2 建設業における生産性革命	P31図1.7-2 生産性向上の25年の歴史と2025年に向けた施策の視点の2025年までに民間の自助努力を超えた次なる国家施策の内容とは？	私達建築産業は、建設生産性向上に向けて、過去25年にわたりハード・ソフト技術の向上という自助努力を連綿と続けてきました。2021年の最先端では、建設DXへの取り組みに各社、鎔を削っており。一方で、2016年当時は未だ国家的施策として顕在化していなかった、(想像もしていなかった)、 ・国交省 建築BIM推進会議によるBIMの利活用推進 ・2020年10月 改正建設業法(適正工期の確保) ・2024年4月 改正労基法の建設業への適用 などが、この数年で急速に進行し、建築業界の根底を揺さぶる重大な生産性革命・働き方改革として展開するようになりました。 これは自助努力を超えた国家施策であり、2016年当時は期待を籠めて記載したものでしたが、今や法改正や新たなムーブメントとして、現実の姿になりつつあります。 今後も国家戦略の動向を注視していく必要があります。
Q 7	2020年10月21日	東京 (連合会)	1章	P34	1.7.3 2.日建連「週休二日実行計画」の推進	建設業への適用 ・建設業への適用は2024年4月 ・作業所における週休二日推進運動(4週8閉所)の目標達成の現状は？	①2024年4月 改正労働基準法を建設業に適用 3年後に遵法できているよう、各社、鋭意準備です。 ②2022年3月 作業所の4週8閉所 100%達成 日建連週休二日推進本部より、各年度の上半年・下半期のフォローアップ報告書がホームページに掲載されています。 最新の2020年度上半期における報告書では4週8閉所 31.9%です。 (日建連会員142社の内、建築6,534作業所) <参照> <a href="https://www.nikkenren.com/2days/pdf/followup_2020kami.pdf">https://www.nikkenren.com/2days/pdf/followup_2020kami.pdf</a>
Q 8	2020年10月21日	東京 (連合会)	1章	P37	1.7.4 建設業における人づくり革命	定量的評価ができる、マネジメントスキルレーダーチャート作成の為に各項目の判定基準となる細目とは？	日建連では、複数のモデル作業所長に対して、ある判定基準を設け、3年間、レーダーチャートをフォローしました。 ただ、この判定基準には著作権があるため、申し訳ありませんが公開することができません。御容赦ください。
Q 9	2020年12月3日	愛知	1章	P30	1.7.1 1.生産性革命	1.生産性革命の「i-Construction」のiは何を意味するのですか？ 何かの略字ですか？	<国交省ホームページより> 国土交通省では、「ICTの全面的な活用(ICT土工)」等の施策を建設現場に導入することによって、建設生産システム全体の生産性向上を図り、もって魅力ある建設現場を目指す取組であるi-Construction(アイ・コンストラクション)を進めています。 参照 <a href="https://www.mlit.go.jp/tec/i-construction/index.html">https://www.mlit.go.jp/tec/i-construction/index.html</a> 「i」はICT等を差し、Constructionには建築も含まれるのですが、土木のウエイトが高くスタートした為、建築業界では馴染みが少ない言葉になっています。
Q 10	2020年9月17日	奈良	1章・2章	配布プリント	(監理技術者講習有効期間の変更)	監理技術者講習に関して、決められた期間内に受講しなかった場合、罰則などはありますか？ ①監理技術者配置期間の場合 ②入札参加書類等で、配置予定者として、提出している場合	①監理技術者配置期間の場合 ・法令による罰則規定はないが、行政等で注意等行われた場合、契約違反に問われる可能性がある。 ②入札参加書類等で配置予定者として、提出している場合 ・法令による罰則規定はないが、行政等で注意等行われた場合、契約違反に問われる可能性がある。

	講習開催日	開催県	章数	テキスト頁	テキスト小項目	質問内容	部会回答
Q 11	2020年6月17日	岡山	2章	P42	2.1.2 監督処分 修了試験 Q3	「やむを得ず“1ヶ月だけ”営業所の専任技術者に、インフラ工事の監理技術者を兼務させた。」とあるが、“途中交代”が問題だけなのか？	試験問題Qについての質問であり、汎用性も低く、削除。
Q 12	2020年6月17日	岡山	2章	P51	2.2.2 5.監理技術者の 設置に関わるその他 の留意事項	営業所における専任の技術者が監理技術者となれる場合、工事現場と営業所が近接していると記されているが、どの程度の距離までか？	距離についての規定はありませんが、主任技術者が発注者の了解のもとに原則2件を兼務できる条件として、建設業法では工事現場相互間隔を10km程度としており、参考になると思います。
Q 13	2020年7月16日	奈良	2章	P40	2.1 監理技術者に関 わる法令違反事例	業者の不祥事が発生したら資格(建設業許可)はく奪や、これまで手掛けた物件全て確認入るのか？	資格はく奪や立ち入り検査の有無については、不祥事のレベルや類似不正行為が3年以内に複数回行われたか等の状況により決定されますので、これまで手掛けた物件全て確認が入るか否かは一概には言えません。
Q 14	2020年8月19日	岡山	2章	P55	2.2.6 施工体制台帳の 整備と施工体系図の 作成等 '図2.2-6施工体制台帳 のイメージ	下請負金額の合計が3,800万なのに「必要」と記載されているのは、なぜでしょうか。	テキスト完成の段階でトラブルが生じたようで、国土交通省の資料が改ざんされた模様です。最終原稿の通り次年度は修正します。
Q 15	2020年8月20日	東京 (清水)	2章	P61	2.2.7 4.職業訓練の受 講期間を実務経験年 数に算入	職業訓練の受講期間の実務経験年数算入について、見直しの図によると、建設会社入社後に建設工事に関する職業訓練(研修等の、集合教育も含む)はすべて算入可ということでしょうか？	実務経験に該当する実務研修や集合教育は原則として該当しますが、実務とかけ離れた建築学のような教育は該当しないと思われます。
Q 16	2020年8月20日	東京 (清水)	2章	P61	2.2.7 4.職業訓練の受 講期間を実務経験年 数に算入	上記で算入可の場合、平成30年度入社から可なのか、それとも平成30年度の試験の受験申込時に過去にさかのぼって可になるのでしょうか？	平成30年度試験受講申込時に過去にさかのぼって可
Q 17	2020年8月20日	東京 (清水)	2章	P40、P47、 P53	2.2.2 監理技術者等の 設置	施工管理技士や監理技術者の常駐すべき期間中に常駐不可(急病・健康診断・不幸等)が発生した場合の現場工事続行はどうか？(ストック不可)	発注者と協議し、了解が得られれば、専任で常駐している1級技士または1級技士補が代行することになります。
Q 18	2020年8月20日	広島	2章	P51	2.2.2 5.監理技術者の 設置に関わるその他 の留意事項 2)監理技術者等の途 中交代	監理技術者の途中交代で④一つの契約が多年に及ぶ場合の多年とは何年以上ですか？	“多年とは何年以上2との記述は建設業法にはありません。大規模工事において監理技術者の健康等の事情により交代の必要性が生じた場合、発注者と協議の上、途中交代の了解を得ることになります。
Q 19	2020年8月25日	大阪 (鴻池組)	2章	P47	2.2.1 4.監理技術者と 現場代理人の関係	現場代理人が「現場に常駐することが求められている」という法令根拠はなんですか？(特に民間工事)	現場代理人は、請負者の代理人であり、現場運営の取り締まりおよび契約関係の実務を処理する責任ある立場であるため、原則として常駐が求められています。

	講習開催日	開催県	章数	テキスト頁	テキスト小項目	質問内容	部会回答
Q 20	2020年8月25日	大阪 (鴻池組)	2章	P51	2.2.2 5. 監理技術者等の設置に関わるその他の留意事項	「工事途中で主任技術者、管理技術者の交代が認められていない」という法令根拠はなんですか？	51頁に監理技術者の途中交代について記載されております。即ち、発注者と協議の上①～④のケースに該当する場合は交代が認められることになっております。
Q 21	2020年9月9日	鳥取	2章	P55	2.2.6 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成等 図2.2-6施工体制台帳のイメージ	右下図、左は4,500万円以上となるため必要の赤表記となるが、右下図右は3,800万円となるので必要の赤表記は誤記ではないか？最下部にただし書きもあり。	テキスト完成の段階でトラブルが生じたようで、国土交通省の資料が改ざんされた模様です。最終原稿の通り次年度は修正します。
Q 22	2020年9月17日	奈良	2章	P55	2.2.6 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成等	「公共工事」とは、p49.3の「公共性のある工事」と同一なのか？	“公共工事”とは「国・地方公共団体が発注する工事」で、“公共性のある工事”とは、公共工事だけでなく、民間企業が発注し、日本国民が日常的に活用している鉄道、道路、飛行場、公会堂、百貨店など、施設も含まれます。
Q 23	2020年9月17日	奈良	2章	P60	2.2.7 1. 電気通信工事施工管理技術検定の創設	「電気通信工事施工管理」に合格すればどうなりますか？→主任技術者の資格要件？	合格すれば、「電気通信工事施工管理技士」となり、建設業法で定められた専任技術者(建設業許可)主任技術者・監理技術者(現場常駐)の資格が付与されます。
Q 24	2020年10月13日	熊本	2章	P47	2.2.1 4. 監理技術者の役割 表2.2-2 監理技術者と現場代理人との違い	現場代理人は、監理技術者を兼任出来、他現場との兼任も可とあるが、監理技術者を兼任した場合は、他現場の兼任は不可ではないか？	他現場が近接し、常時連絡が取れる場合や、両現場が同一顧客の場合、発注者と協議し、了解が得られれば兼務も可能となりますが、監理技術者が兼務の場合は、他現場との兼任は原則として不可であります。
Q 25	2020年10月20日	新潟	2章	P59	2.2.6 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成等	施工体系図には、建設業の許可証番号も記入しと記憶していますが、不要でしょうか。	施工体系図における下請負人の記載事項としては、①代表者の氏名、②一般建設業又は特定建設業種別、③許可番号、④特定専門工事の該当の有無が記載されることになっており、許可番号の記入は必要です。
Q 26	2020年10月21日	福井 (萬象)	2章	P48、P49	2.2.2 監理技術者の設置	監理技術者の設置について、4,000万円(建築一式6,000万円)以上の場合主任技術者にかえて監理技術者を置くかとあります。それに対して、現場への専任は全額の片方4,000万円から3,500万円への「減」、建築一式工事の場合4,000万円から7,000万円への「増」はなぜでしょうか？	日本建築士会連合会が国交省に確認し、設置条件の理由なり背景が分かり次第、お知らせします。
Q 27	2020年11月26日	東京	2章	P40～43	2. 監理技術者制度と責務	監理技術者の専任の緩和に伴う内容の変更等はないのでしょうか？	53頁に契約工期中であっても工事現場の選任は必要としない条件として4項目があげられています。さらに62頁には技術研鑽のために短期間工事現場を離れても良い条件が記載されてますので確認してください。

	講習開催日	開催県	章数	テキスト頁	テキスト小項目	質問内容	部会回答
Q 28	2020年12月3日	愛知	2章	P62	2.2.7 5.登録基幹技能者の主任技術者要件への認定	登録基幹技術者の認定は、誰がどういった基準を元に行うのですか？	登録基幹技能者は、現場施工にあたって優れた技能に加え、段取り、マネジメント能力に優れ、国土交通大臣登録の専門工事業団体から資格認定を受けたもので、専門工事団体による基準に合格した技能者とされています。
Q 29	2021年1月12日	東京 (連合会)	2章	P49	2.2.2 3.監理技術者等設置の資格要件	主任技術者の資格要件について、下請に配置する主任技術者においては実務経験の項目が在る事により軽く考えられているように感じるが、実情に合っているでしょうか。	現在の主任技術者の要件は、工事種類ごとに10年以上の実務経験とされており、問題はないと思われます。特に、登録機関技能者は10年以上の経験に加え、職長として3年以上の経験をするなど、要件以上の豊富な知識と経験を有しており、実情に合っていると思われます。
Q 30	2021年1月13日	東京 (連合会)	2章	P49	2.2.2 3.監理技術者等設置の資格要件	今後、主任技術者の要件が変更されるような事は考えられるか？要件が厳しくなると、対応できない下請が多数在ると思います。	新・担い手三法により、一次下請の主任技術者が一定の指導的実務経験が有り、当該現場に専任で置かれる場合、主任技術者は一時下請のみで良いとの規制緩和がされることになっております。
Q 31	2020年8月20日	東京 (清水)	3章	P101	「2020年10月 改正建設業法施工」	2020年10月1日以降の契約工事に全て適用ということですが、既契約済工事の中の追加工事に関する工事延長にも適用されるのでしょうか？	「2020年10月1日以降の契約工事」の意味は、お客様との契約・協力会社との契約に関わらず、新たな契約を締結する工事であり、該当するものは全て対象となります。従って、追加工事が新たに契約するものであれば、改正業法の適用を受けることになります。
Q 32	2020年9月17日	奈良	3章	P80	3.5.1 建設業法の改正への対応	2020/10～監理技術者“補佐”の資格要件は何ですか？	検定種目の1級第一次検定に合格していることに加えて、政令で定められた現場における建設工事の種類について主任技術者となる者
Q 33	2020年8月3日	東京 (鹿島)	4章	P84	4.1.1 施工計画の立案準備	施工者が提案…とあるが、設計の不備は、設計者の責任で提案されるべきと考えます。	民間(七会)連合協定工事請負契約約款では16条で受注者が設計図書等に明らかな間違いなどを発見したときは書面をもって発注者又は監理者に通知すると定めています。もちろん受注者にチェックする義務があるわけではないですが、知ってしまつたら通知する必要性を述べているだけです。修正、変更する主体は受注者の了解を受けたうえで設計者が担うべきです。
Q 34	2020年8月3日	東京 (鹿島)	4章	P91	4.1.3 総合図の作成	ゼネコン中心で…とあるが設計者が主体となって関与すべきと考えます。	本来は設計図書で整合がとられているのが理想ですが、現在の建築システムの中では設計者にそこまで完璧な図面を求められないのが現状だと思います。設計者、施工者の立場にこだわらずそれぞれが協力し合ってより良い建築を目指すことが重要かと思われます。その中で総合図の役割が重要になるわけですが、この手法、やり方にまだ業界内で一定の共通理解がなされていないことが現状かと思われます。このあたりの議論や考え方は当会の作成した「総合図作成ガイドライン」に詳しく解説しているので興味のある方は一読されるとよいと思います。
Q 35	2020年8月12日	山口	4章	P87	4.1.1 6.設計・施工プロセスにおけるフロントローディング	フロントローディングの強みと施行分離スキームでの成功事例がありましたら、習いたいです。	日建連ホームページに「フロントローディングの手引き2019」を掲載していますので参照してください。 <a href="https://www.nikkenren.com/publication/detail.html?ci=310">https://www.nikkenren.com/publication/detail.html?ci=310</a> 一方、設計施工分離の場合のスキームですが、現実には非常に難しいです。という中で、国交省が建築BIM推進会議を立ち上げ、建築分野でのBIMの普及展開に力を入れ始めました。これはまさに様々な形態におけるフロントローディング議論です。2020年3月、「建築分野におけるBIMの標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン(第1版)」を発行しましたので、是非、御一読ください。(下記参照) <a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001351965.pdf">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001351965.pdf</a>

講習開催日	開催県	章数	テキスト頁	テキスト小項目	質問内容	部会回答
Q 36	2020年12月3日	愛知	4章	P102	4.3.3 適切な工期の確保 建築工事適正工期算定プログラムは、有料ソフトですか？ インストールすれば、誰でも使用可能ですか？	「建築工事適正工期算定プログラム」は、日建連にてロジックを構築し、ベンダーである建築ソフト株式会社にてプログラミング及び販売・アフターサービスを有料にて提供しています。下記の建築ソフト株式会社ホームページを参照してください。 <a href="https://www.kentiku.co.jp/nikkenrenkoutei.html">https://www.kentiku.co.jp/nikkenrenkoutei.html</a>
Q 37	2020年8月12日	山口	5章	P124～126	5.3.3 躯体工事の検査 福岡・横浜マンション事案で更なる対策が議論されていたら参考にしたいです。	福岡のマンション事案に関して、特段の対策の議論は、現状行われていません。 横浜のマンション事案に関する対応は、テキスト5.3.3に示した通り、国土交通省告示の発行、日建連の「施工管理指針」の発行等の対応がされています。
Q 38	2020年8月3日	東京 (鹿島)	6章	P151～153	6.2.2. '安全衛生法 B工事・C工事と請負関係にない業者が入りまじって工事を行う際に、一番請負高が大きい業者が「統括管理」(?)をすることになるが、事故・災害が起きた際に法的な責任を負うことがあるのか？ またその事例はどのようなものがあるか？	別途工事が入る時の「統括管理」に関する質問と思われます。 仮にA工事の元請(a)が統括管理義務者とする、安衛法では(a)はB工事・C工事(別途工事)についても統括管理義務を負うことになり、災害防止協議会や作業打合せ会にB・C工事の元請・下請を参加させて連絡・調整を行うなどの措置を実施しなければなりません。 ここで今回の質問についてですが、例えばC工事の下請(c1)の作業員が死傷した場合には、先ず(c1)には事業者としての責任が、次いで元請(c)には元方事業者・注文者としての責任が、また(c1)・(c)それぞれには元請(a)の実施する統括管理に従う責任が問われることとなります。 したがって、元請(a)がB・C工事を含めた統括管理義務を果たしているならば、(a)は安衛法上の責任を問われることはないと思われます。 なお、統括管理は、発注者からの指名を受けて躯体工事等当該工事の主要な部分を請け負った元請が行うのが一般的です。
Q 39	2020年8月3日	東京 (鹿島)	6章	P177	6.7.2 5.フルハーネス型墜落制止用器具に関する法令改正 フルハーネスが原則着用となり、ショックアブソーバーが機能をしない高さ(仮に3m)から墜落して重篤事故になった場合、その作業員は元請や国に対してうたえることは可能なのですか？	回答する必要はないと思われます。 (訴えることはできて受受理されるかどうか？あるいは、怪我をしたのは不当な安衛法令のためだと訴えるのでしょうか？)
Q 40	2020年11月11日	大阪	6章	P167	6.4.3 2.高齢者作業者への配慮 70歳以上の高齢者で工事用足場が上がってはいけませんか？	18歳未満の年少者を高さ5m以上の墜落危険箇所での作業に就かせることは禁止されていますが、高齢者については制限がありません。 しかし、高齢者は加齢に伴い、平衡機能が低下し体のバランスがとれず「墜落・転落」する危険性が增大します。知識や経験を活かせる適正配置を心がけるようにしてください。
Q 41	2020年8月20日	東京 (清水)	7章	P80～P210	7. 環境管理 ダイオキシンへの注意は環境管理ではないのか？	ご指摘の通り、ダイオキシンを特別産業廃棄物として扱う場合は、環境管理となります。現在のテキストには、記載していません。今後、テキスト編集において検討します。
Q 42	2020年8月20日	広島	7章	P194	7.7 '水質汚染対策 左官道具の洗い水及び水性塗料使用後の洗い水の処理において、最も効果的な方法を教えてください。	P195「7.7.2 汚濁水の確認・測定・処理方法」に記載していますが、小規模な作業所ではノッチタンクの最初の槽へ、大規模な作業所では、回収ビットへ入れ、PH管理管理を行って排水します。
Q 43	2020年8月25日	大阪 (鴻池組)	7章	P188	7.5.1 解体工事着事前の留意点と特別管理産業廃棄物 建物内残置物は排出者である施主が、事前撤去することについて、残置物は一般廃棄物であるから、マニフェスト伝票は不要ではありませんか？	施主が一般廃棄物として処理した場合は、マニフェスト伝票は不要です。テキストでは、「信頼出来る処理業者やリユース・リサイクル業者などを紹介し・・・」とあり、処分品が産業廃棄物扱いとなった場合は、施主と処理業者にて委託契約書を作成し、マニフェスト伝票を発行するようになります。説明分が不足していました。テキストの補足修正をします。

講習開催日	開催県	章数	テキスト頁	テキスト小項目	質問内容	部会回答
Q 44	2020年7月16日	奈良	8章	P260	8.4.1 情報化技術の活用 BIMのデータ化、入力の手法、手間がどのようになるものか	・BIMへの取り組みの初期段階では、様々な初期投資（ハード・ソフト・BIM知識をもった専門家の協力）が必要になり、かなりの手間がかかります。 ・また、基本的にはプロジェクト単位（発注者・設計事務所・施工者・協力会社）での（BIMを使う範囲・ソフトなど）の初期（設計）段階からの取り組みが重要です。
Q 45	2020年7月16日	奈良	8章	P262	8.4.2 タブレット端末活用 タブレット端末活用にかかる費用と効果はどのようなものか	・端末（ハード）自体にはそれほど費用はかかりませんが、通信料やソフトについてはそれなりにかかります。 ・各種共有をクラウド（インターネット）上で一元管理するのが理想です。（現場でリアルタイムにやり取りを完結させるシチュエーション） （配筋検査の例） <理想>配筋検査から関係者への送付までをタブレットで完結させるシステムの利用 <非効率な例> ①検査データをタブレット端末で入力し、 ②現場事務所のパソコンで別ソフトを使って、 ③デジカメで撮った写真データなどと融合し、 ④PDF化などして、 ⑤メールでそのデータを協力会社や監理者に送信
Q 46	2020年9月9日	鳥取	8章	P214	8.1.1.3.先行埋戻し型 枠工法(Radix工法) 図8.1-8従来工法との 手順の比較	従来工法図中央表記部で「基礎コンクリート打設」とそれに続けて「基礎コンクリート打設」の表記ある意味は？ 併記が必要なら①、②が正しいのでは？ 図中の表記は「基礎コンクリート打設」に続けて「土間コンクリート打設」となっており、異なる工程です。 ※質疑が間違っているのでは、回答、掲載不要と考えます
Q 47	2020年11月18日	岡山	8章	P215	8.1.1.4.流動化処理土 による埋戻し工法	流動化処理土は、用途と工事条件を踏まえて配合設計され、その段階で品質と仕様（強度・材料分離抵抗性・流動性）が決定されます。 強度、硬化時間も配合により異なるので、具体的な配合と強度・硬化時間などの関係は「流動化処理土利用技術マニュアル」に例示されていますので参照して下さい。
Q 48	2020年11月18日	岡山	8章	P220	8.1.2.5.天然ガスを用 いた圧接工法	天然ガスを率いた圧接工法の仕上がり形状・判断基準について 本工法の検査項目は在来のガス圧接工法と同一ですが、外観検査の基準がふくらみ直径が1.6D以上（在来工法1.4D以上）、ふくらみ長さが1.2D以上（在来工法1.1D以上）と若干異なります。 詳細は公益社団法人日本鉄筋継手協会発行の鉄筋継手工事標準仕様書 高分子天然ガス圧接継手工事（2018）を参照して下さい。
Q 49	2020年11月18日	山梨	8章	P259	8.3.4 防火区画と防火 区画貫通部処理	防火区画貫通部処理材で大臣認定工法の材料は無く評定と記されていますが、なぜですか？ 【回答案】当該部分はテキストでは下記のように記載されています。ご確認ください。 「大臣認定は申請者が耐火試験を行い、評価された範囲の構造・材料・寸法どおりの条件で認められる。従って実際の適用にあたっては、それらの条件を満たすことが最も重要であることは言うまでもなく、大臣認定の付帯条件は、それぞれの工法ごとに異なる。」
Q 50	2021年1月15日	東京 (連合会)	8章	P221	8.1.2.6.支柱の一部残 存三層受け工法(ク イックアップ工法)	「特定支柱」の設置位置は、どの様に決めるのですか？ 構造設計の段階から検討を開始するのでしょうか？ 詳しいHPなどで教示をお願いします。 本工法は一般的に施工段階で検討が開始される工法で、特定支柱の本数および配置は、スパン長やスラブ厚などの構造体の仕様と一般支柱取外し時のコンクリートの圧縮強度や施工荷重などの施工計画を加味して計算により求めます。詳細はテキスト下段の参考HPを参照して下さい。